

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十八年十月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年一月二十五日奈良県指令建第九六一一六九号

平成二十八年九月七日奈良県指令建第九六一一六九一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年十月二十日建第八七九六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年十月二十日建第五二四〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字大谷七五八番七四、七五八番七五、七五八番七六、七五八番七七、七五八番七八、七五八番七九、七五八番八〇、七五八番八一、七五八番八二、七五八番八三及び七五八番八四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字南郷一二〇五番地二（自宅）

北葛城郡広陵町大字南郷九二二番地（事務所）

地縁団体南郷区長 松村和親

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市大字大谷七五八番七七及び七五八番七八

緑地 大和高田市大字大谷七五八番七九、七五八番八〇、七五八番八一、七五八番八二及び七五八番八四の各一部

水路 大和高田市大字大谷七五八番七四、七五八番七五及び七五八番七六

一 許可番号

平成二十八年六月十四日奈良県指令建第九八一八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年十月二十一日建第八七九七号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年十月二十一日建第五二四一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市逢坂八丁目一〇一番一、一〇一番二の一部、一〇一番三、一〇一番四、一〇一番五、一〇一番六、一〇一番七、一〇一番八、一〇一番九、一〇一番一〇の一部及び一〇二番一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市今泉九二番地

株式会社香芝木材センター 代表取締役 松谷勝利

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市逢坂八丁目一〇一番一及び一〇二番一二

下水道 香芝市逢坂八丁目一〇一番一、一〇一番二及び一〇一番一〇の各一部

水路 香芝市逢坂八丁目一〇一番二の一部、一〇一番四及び一〇一番一〇の一部